

旅 客 営 業 規 則

平成 17 年 7 月 1 日

首鉄運 17 第 25 号

改正	平成26年4月1日首鉄運営25第230号 平成27年5月13日首鉄運営27第33号 平成31年3月27日首鉄運旅30第184号 2020年2月27日首鉄運旅2019第145号	平成27年3月2日首鉄運営26第264号 平成28年3月28日首鉄運営27第304号 2019年9月13日首鉄運旅2019第84号 2021年6月25日首鉄運旅2021第34号
----	--	---

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、首都圏新都市鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客営業の運送及びこれに附帯する入場券の発売（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線による旅客の運送等については、別に当社が公告する場合を除いて、この規則を適用する。

2 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、首都圏新都市鉄道株式会社の経営する鉄道をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客が乗降するため使用する場所をいう。
- (3) 「列車」とは、旅客の運送を行う電車をいう。
- (4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (5) 「乗車券」とは、当社と旅客との運送契約に基づいて当社が旅客運賃と引換えに旅客に交付する証票をいう。

(運賃前払いの原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合は、旅客等は、現金をもって所定の運賃・料金等を提供するものとする。ただし、当社において、特に認めた場合は、後払いとすることができます。

- 2 旅客等は前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃及び貸切旅客運賃については、当社において特に認めた小切手・定額小為替証書・普通為替証書又は郵便振替払出証書をもって支払うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、普通旅客運賃及び回数旅客運賃については、ICカード乗車券取扱規則（平成19年2月15日首鉄運営18第22号）第2条第1項に定めるICカード乗車券をもって支払うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、定期旅客運賃については、当社において特に認めたクレジットカードをもって支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第6条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は停止
 - (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
 - (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込列車の制限
- 2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能になった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
 - (2) 不通区間にに対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。
- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他の鉄道・自動車等の

運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通しているものとみなして、旅客の取扱いをする。

(キロ程のは数計算方)

第8条 キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合は1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券等に対する証明)

第10条 当社において、乗車券等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提出する書類は、黒のインク又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に相当の証印を押すものとする。

(認定学校の定義)

第12条 この規則において「認定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校で当社から認定を受けたもの及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校をいう。

(1) 学校教育法第1条の規定による学校に準ずる学校で、修業期間が1年以上で、かつ1年の授業時間数が700時間以上のもの。

(2) 私立学校法第2条第2項の規定による私立学校及び同法によらない学校で、設立後1年以上経過し、修業期間が1年以上で、かつ1年の授業時間が700時間以上のもの。

2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から定められた申請書を提出しなければならない。またその申請書記載事項に変更があるときは、その代表者は直ちにこれを届けなければならない。

3 東日本旅客鉄道株式会社制定の学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月公告第6号)第2条において規定する学校においては、当社における認定学校とみなす。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(乗車券の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、係員の承諾を受けて乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、着駅にて取扱うものとする。

(キロ程)

第14条 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き営業キロ程による。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券の種類)

第15条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
 - ア 片道乗車券
 - イ 往復乗車券
- (2) 定期乗車券
 - ア 通勤定期乗車券
 - イ 通学定期乗車券
- (3) 回数乗車券
 - ア 普通回数乗車券
 - イ 時差回数乗車券
 - ウ 土・休日割引回数乗車券
 - エ 通学用割引回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券

(乗車券の発売箇所及び発売方法)

第16条 乗車券は、駅において係員又は乗車券発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券は、当社の指定した駅において発売する。

2 乗車券は、前項に規定するほか当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所又は乗車券の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券の発売範囲)

第17条 駅において発売する乗車券は、その駅から有効となるものに限って発売する。ただし、次に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券を発売することがある。

- (1) 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合
- (2) その他運輸部長が認めた場合

(乗車券の発売日)

第18条 乗車券は発売当日有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券は当該各号に定めるところによって発売する。

- (1) 定期乗車券
有効期間の開始日の14日前から発売する。
- (2) 団体乗車券及び貸切乗車券
運送引受後であって、旅客始発駅出発日の1箇月前から発売する。

(乗車券の発売時間)

第19条 駅における乗車券の発売時間は、別に定める時間を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券については、その発売時間を別に定めことがある。

(臨時割引乗車券の発売)

第20条 当社が特に必要と認める場合は、臨時に特別の運送条件を定めて割引乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって割引乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間・発売期間等をその都度関係の駅に掲示する。

(払戻し等について特約をした乗車券の発売)

第21条 当社が、業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃の払戻し、乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券を発売することがある。

(乗車後における割引乗車券の発売制限)

第22条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、乗車後においては発売し

ない。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第23条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書又は第83条第1項に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を使用資格者が不正使用し、又は、使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効になる場合及びこれを使用できない場合)

第24条 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第25条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。

(1) 片道乗車券

旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

旅客が往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路又は旅客運賃が異なるものを除く。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第26条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合であって、当社が認定した施設に救護又は保護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所付設の一時保護所並びに同法第 41 条、第 42 条、第 43 条の 2、第 43 条の 3 及び第 44 条に規定する児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び児童自立支援施設
 - (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。
 - (3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの。
 - (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設。ただし、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。
 - (5) 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院及び同法第 16 条に規定する少年鑑別所。
 - (6) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所。
- 2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため、これに付添人をつける場合には、被救護者 1 人について付添人 1 人を限って当該被救護者の乗車区間と同一の区間の片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道乗車券を購入する場合であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。
- 4 東日本旅客鉄道株式会社制定の学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月公告第 6 号）第 21 条に規定する施設は、当社が認定した施設とみなす。

（被救護者割引証）

第 27 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護又は救護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

- 2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から 1 箇月間とする。
- 3 被救護者旅客運賃割引証の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第28条 旅客が、区間・経路を同じくして乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月、6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、乗車券自動発売機（以下「券売機」という。）においては、購入画面に必要事項を入力することによりこれに代えるものとする。

2 定期乗車券購入申込書の様式は様式第2号のとおりとする。

(通学定期乗車券の発売)

第29条 認定学校（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条の規定により設置された大学を除く。以下同じ。）の学生・生徒・児童又は幼児が、通学のため区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する認定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、又は第83条第1項に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍認定学校もより駅との相互間について1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期乗車券を発売する。ただし、当該通学定期乗車券を発売した年度内に限り、新たに通学定期乗車券を券売機により発売する場合は通学証明書の提出、身分証明書の提示及び定期乗車券購入申込書の提出を、券売機以外で発売する場合は通学証明書の提出及び身分証明書の呈示を必要としない。

2 通学証明書の有効期間は発行の日から1箇月間とする。

3 認定学校の学生・生徒若しくは児童が実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

4 通学証明書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(定期乗車券の一括発売)

第30条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。

第4節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第31条 同一区間を乗車する旅客に対して、11券片の普通回数乗車券を発売する。

- 2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

(時差回数乗車券の発売)

第32条 同一区間を乗車する旅客（小児を除く。）が平日の10時から16時までの間と、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日に乗車する場合は、12券片の時差回数乗車券を発売する。

(土・休日割引回数乗車券の発売)

第33条 同一区間を乗車する旅客（小児を除く。）が、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日に乗車する場合は、14券片の土・休日割引回数乗車券を発売する。

(通学用割引回数乗車券の発売)

第34条 認定学校のうち次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生・生徒が、面接授業又は試験のため、区間を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する認定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該認定学校のもより駅までの区間について通学用割引回数乗車券を発売する。

（1）放送大学学園法第3条の規定により設置された大学の学生

（2）通信教育を行う高等学校の生徒

- 2 前項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1箇月間とする。
- 3 旅客運賃割引証の様式は、様式第4号のとおりとする。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第35条 一団となった旅客全員が、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当社が団体とし

て運送の引受けをしたものに対しては団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次のいずれかに該当する学校等の学生等が25人以上とその付添い人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護士を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合はその人員が25人未満のときであっても、この取扱いをする。

(ア) 認定学校の学生（放送大学の学生は除く）・生徒・児童又は幼児。

(イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の児童。

イ アの付添人は大人とし当該団体を構成する旅客が次のいずれかに該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(ア) 幼稚園の児童、保育所等の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めたとき。

ウ アの旅行業者は当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

（団体旅客運送の申込み）

第36条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車等その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、当社において特に認める場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することがある。

2 前項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で校長が申込むときは、各学校連名とし、代表校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者又は旅行業者。

3 前項第1号の場合で数校連合が団体旅客としての取扱いを希望するときは、団体旅客運送申込書の申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、その記事欄に関係学校別の人員を明示するものとする。

4 団体旅客運送申込書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(団体旅客運送の予約)

第37条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により、団体運送の引受けをしたときは、その申込者に団体旅客運送引受書を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、前条の規定によって提出した団体旅客運送申込書に引受けをした旨を記載し、団体旅客運送引受書に代えることがある。ただし、同条第1項の規定によって団体旅客運送申込書の提出を省略した団体にあっては、口頭によって運送を引受けた旨通知する。

4 前項の規定によって、団体旅客運送引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

5 前項の団体旅客運送引受書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(団体旅客申込人員等の変更)

第38条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更是、当社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、これを行う。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第39条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は団体旅客運送申込の際にその区間を明示するものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第40条 貸切乗車券は、列車を単位として貸し切る旅客に発売する。

(貸切旅客運送の申込み)

第41条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員行程その他運送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

2 貸切旅客運送申込書は、第36条第4項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第42条 旅客から前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込人に、第37条第2項に規定する団体旅客運送引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか、貸切旅客運送の引受けに関する必要事項を加除訂正した貸切旅客運送引受書を交付する。ただし、貸切旅客運送申込書に引受けた旨を記載し、その交付に代えることがある。

第3章 旅客運賃

第1節 通 則

(旅客運賃の種類)

第43条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 普通旅客運賃 | 片道普通旅客運賃（10円単位運賃）
往復普通旅客運賃（10円単位運賃）
I C普通旅客運賃（1円単位運賃） |
| (2) 定期旅客運賃 | 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃 |
| (3) 回数旅客運賃 | 普通回数旅客運賃
時差回数旅客運賃
土・休日割引回数旅客運賃
通学用割引回数旅客運賃 |
| (4) 団体旅客運賃 | |
| (5) 貸切旅客運賃 | |

(旅客運賃計算上の経路等)

第44条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第45条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、当社の路線が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

2 前項の規定により旅客運賃を計算する場合、計算経路の一部又は全部が復乗となるときは折返しとなる駅においてキロ程を打ち切って各別に計算する。

(消費税等課税の運賃)

第46条 この規則に規定する運賃については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第47条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則に定めるところにより、その旅客運賃を收受する。

大人	12歳以上の者
小児	6歳以上12歳未満の者
幼児	1歳以上6歳未満の者
乳児	1歳未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を收受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
 - (2) 幼児が乗車券を所持する6歳以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
 - (3) 幼児が団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- 3 前項の場合のほか、幼児に対しては旅客運賃を收受しない。

(小児の旅客運賃)

第48条 小児の片道普通旅客運賃（10円単位運賃）、定期旅客運賃は次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃（10円単位運賃）、定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り上げ10円単位とした額（以下この方法を「は數計算」という。）とする。

2 小児のIC普通旅客運賃（1円単位運賃）は次条に規定する場合を除いて、大人の片道IC旅客運賃（1円単位運賃）を折半し、1円未満のは数を切り捨て1円単位とした額とする。

(割引の旅客運賃)

第49条 割引の旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は數計算した額とする。

(臨時特殊割引)

第50条 第20条の規定により割引乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率

は、その都度定める。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第51条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃・大人片道IC普通旅客運賃)

第52条 大人片道普通旅客運賃(10円単位運賃)・大人片道IC普通旅客運賃(1円単位運賃)は発着区間のキロ程に従って区分し、別表第1号に定める額とする。

(往復乗車の場合の普通旅客運賃)

第53条 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、割引の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第54条 第26条の規定により被救護者又は、その付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第55条 大人定期旅客運賃は次のとおりとする。

- (1) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号に定める額
- (2) 大人通学定期旅客運賃 別表第3号に定める額

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第56条 回数旅客運賃は次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃、時差回数旅客運賃、土・休日割引回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第57条 第34条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合、次の各号の定めるところによって回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第34条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引
- (2) 第34条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第58条 第35条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃の割引を行う。

- (1) 学生団体

人 員	25人以上	100人以上
割引率	2 割	3 割

- (2) 普通団体

人 員	25人以上	100人以上
割引率	1 割	2 割

(3) 前項の団体旅客に対し、次のとおり無賃の取扱いをする。

団体種別	団体構成人員	無賃扱人員
	26人以上99人まで	うち1人
学生団体	100人以上 100人までを増すごとに1名を加える。	
	25人以上99人まで	うち1人
普通団体	100人以上 100人までを増すごとに1名を加える。	

(団体旅客運賃の計算方)

第59条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差引いた額をは數計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差引いた額をは數計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前2号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第60条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算は、第45条の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 旅客が、第39条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間のキロ程を通算する。
 - (2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間のキロ程を通算する。
- 2 途中下車する団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後のキロ程を打ち切つて団体旅客運賃を計算する。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第61条 第40条の規定によって列車を貸切とする場合には、その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を收受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第62条 前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が30キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、同条の規定によって計算した30キロメートル分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第63条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過するときは、実際乗車人員に対して大人普通旅客運賃を收受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第64条 第60条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

第7節 その他の料金

(車両の留置料金)

第65条 第40条の規定によって客車を貸切とする旅客の申し出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が6時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに6時間を超えるときは、その超過時間について、次により留置料金を收受する。

電車 1両につき2時間までごとに 1,890円

(貸切扱い取消しの場合の回送料)

第66条 貸切旅客に対して使用する客車は、その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込みを取り消した場合で、その回送区間及び返送区間の全キロ程について、次に定める車両回送料金を收受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

電車 1両、1キロメートルにつき 230円

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

(乗車券の使用条件)

第67条 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客が同一区間にに対して有効な2枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。
- 3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(乗車券の効力の特例)

第68条 乗車券は次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。

(券面表示事項が不明となった乗車券)

第69条 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅(団体乗車券、及び第34条の規定により発売する通学用割引回数乗車券にあっては発行駅、その他の乗車券にあっては当社が指定する駅)に差出して書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換えに再交付の取扱いをする。
- 4 前3項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券について準用する。

(不乗区間にに対する取扱い)

第70条 旅客は、第68条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第71条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発売した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第72条 小児用の乗車券（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に使用旅客の年齢が12歳に達した場合であっても、第67条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱方)

第73条 旅客が当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第74条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券 1日
イ 往復乗車券 2日

(2) 定期乗車券 1箇月、3箇月、6箇月とする。

(3) 回数乗車券 普通回数乗車券、時差回数乗車券、土・休日割引回数乗車券は、3箇月とする。ただし、第34条第1項第2号に定める通学用割引回数乗車券にあっては6箇月とする。

(4) 団体乗車券 その都度定める。

(5) 貸切乗車券 その都度定める。

(継続乗車)

第75条 入場後に有効期間・有効時間を経過した使用当該乗車券は、途中下車しないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第67条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(途中下車の禁止)

第76条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）によって、

その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗継いで旅行することができない。ただし、当社が特に途中下車できる駅を指定した場合を除く。

(普通回数乗車券の同時使用)

第77条 大人用の回数乗車券を、小児が乗車区間を同じくして同時に使用する場合は、第67条の規定にかかわらず、1券片をもって小児2人が乗車することができる。

(通学用割引回数乗車券の効力)

第78条 通学用割引回数乗車券を所持する旅客は、当該回数乗車券を同行する旅客と同時に使用することができない。

2 第34条の規定により旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記載されている学生・生徒が、その在籍する認定学校又は代表者の発行した第83条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第79条 定期乗車券の使用者が氏名を改めた場合は、これを当社が指定する駅に差出してその氏名の書替を請求しなければならない。

2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、定期乗車券購入申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第80条 乗車券（往復乗車券・回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない乗車券で下車したとき。
- (2) 旅客が第155条、第156条又は第157条の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって、車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第81条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。

- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
 - (3) 第24条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
 - (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
 - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第75条に規定する場合を除く。
 - (10) 係員の承諾を得ないで乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第72条に規定する場合を除く。
 - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (13) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第82条 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。

- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が次条に規定する証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第83条 通学定期乗車券は、その通学する認定学校の代表者の発行した様式第7号による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

2 認定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(被救護者割引乗車券の効力)

第84条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した様式第8号による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復券を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第85条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
 - (2) 有効区間
 - (3) 有効期間
 - (4) 発売日付
 - (5) 発売箇所名
- 2 次の各号に掲げる乗車券にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略する

ことがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券
- (2) その他特殊の乗車券

(この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足等)

第86条 この章において規定する乗車券の様式は印刷上の形式であって、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し記載する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項

- ア 表示事項の一部の裏面表示
 - イ 表示事項の配列の変更

- (2) 前号以外の様式

- ア 乗車券の寸法の変更
 - イ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - ウ 表示事項の一部の省略又は追加

3 小児用の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

- (1) 小児用の乗車券類 「小」
- (2) 学生用の乗車券 「学」 又は 「学小」

(字模様の印刷)

第87条 この章に規定する乗車券は、別に定める場合を除いて、券面に様式第9号の字模様を印刷する。

(乗車券の駅名等の表示方)

第88条 乗車券の駅名及び旅客運賃の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。
- (2) 普通乗車券にあっては、発駅名は乗車駅名を持って表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額を持って表示する。
- (3) 団体乗車券又は貸切乗車券の乗車区間については、実際に乗降する駅名を表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第89条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として関係券片の表面に、ゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券については、これと異なる表示をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃を割引するもの

- ア 第54条の規定による被救護者割引
(ア) 被救護者用 (イ) 付添人用



イ 第50条の規定による臨時特殊割引

- (ア) 割引率の明らかなもの (イ) (ア)以外のもの

2割

割引

ウ 第57条の規定による通学用回数乗車券割引

- (ア) 放送大学学生用 (イ) 通信教育高等学校生徒用

放送

通信

(2) 大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの

- ア 大人用の乗車券を小児用に代用するもの

小

イ 乗車券発売機用の乗車券を小児用とするもの

小 又は

小

(3) 旅客運賃を後払いとするもの

後払

(4) 再交付するもの

再

(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継続

(6) 期間を調整する定期乗車券

調

(7) 一括発行の定期乗車券

括

(8) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

**証
第
号**

又は「証第 号」

(9) クレジットカードにより定期旅客運賃を收受したとき

C 又はクレジット

第2節 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第90条 片道乗車券及び往復乗車券の様式は、様式第10号のとおりとする。

第3節 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第91条 定期乗車券の様式は、様式第11号のとおりとする。

第4節 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第92条 回数乗車券の様式は、様式第12号のとおりとする。

第5節 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第93条 団体乗車券の様式は、様式第13号のとおりとする。

第6節 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第94条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第7節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第95条 特別補充券はこの章の第1節及び第2節に規定する乗車券として発行する。

2 特別補充券は、一般用（出札補充券、改札補充券）とする。

(一般用特別補充券の様式)

第96条 一般用特別補充券の様式は、様式第14号のとおりとする。

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券の改札)

第97条 旅客は、旅行を開始するとき又は旅行を終了したときは、所定の乗車券を

所持し自動改札機又は係員により改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同様とする。

(乗車券の引渡し)

第98条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第99条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際又は乗り継ぎをするときは、当該乗車券を自動改札機又は係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際は、当該乗車券を自動改札機による集札又は係員に引渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第100条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を自動改札機又は係員による改札を受けるものとする。

- 2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを係員に引渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第101条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機又は係員による改札を受け、旅行を終了した際は、当該乗車券を自動改札機による集札又は係員に引渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第102条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

3 団体乗車券（団体分乗券）を使用する団体旅客の改札及び引渡しについては第97条及び第98条の規定に準じる。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第103条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは駅において行う。ただし、旅客運賃の払戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

(払戻し請求権行使の期限)

第104条 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受又は払戻しをする場合の既収額)

第105条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして収受又は払戻しの計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更等の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第106条 旅客が、その乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、当社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前に申し出があった場合
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後に申し出があった場合
 - ア 区間変更
 - イ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第107条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

2 前項の場合において、区間変更については、非変更区間と変更区間とを通じた、経路の一部若しくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第108条 区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限を超える乗車変更の取扱いはしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第109条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第110条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱当日は含めない。）を差し引いた残日数とする。

(別途乗車)

第111条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるもの又は旅客運賃の計算打切り等によって旅客の希望するとおり変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間又は種類について、別途乗車としてその区間にに対する相当の旅客運賃を收受して取扱う。

第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券変更)

第112条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、その乗車券から同種類の他の乗車券に変更（この変更を「乗車券変更」という。）することができる。

2 原乗車券に対する既に收受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し不足額は收受し、過剰額は払戻しをする。

第3款 旅行開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第113条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、その普通乗車券に表示された着駅・キロ程について次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅又はキロ程を、その着駅を越えた駅又はそのキロ程を超えたキロ程への変更
 - (2) 着駅を、その着駅と異なる方向の駅への変更
- 2 前項により区間変更する場合は、原乗車券の区間にに対する既に收受した旅客運賃と、実際の乗車区間にに対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は收受するものとし、過剰額は払戻しをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間にに対して適用のものであるときは、実際の乗車区間にに対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(団体乗車券変更)

第114条 団体乗車券を所持する旅客は、旅行開始後あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上支障がない場合に限って取扱う。

- 2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を收受する。この場合の旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合

団体乗車券の券面区間以外の区間にに対して別に普通旅客運賃を收受する。

(2) 乗車列車の変更の取扱いをする場合

乗車区間に変更のないときは、收受しない。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃払戻しに伴う割引証等の返還)

第115条 旅客は割引証等を提出して購入した乗車券について、払戻しの取扱いを

受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払戻し)

第116条 旅客は、当社が乗車変更等の際に收受した手数料は、払戻しを請求することができない。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第117条 旅客は、第68条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払戻しを請求することができない。

第2款 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第118条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 第81条の規定により無効となる乗車券（偽造乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (3) 自動改札機又は係員による乗車券の改札を受けず入場し、又は集札を受けないで出場したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み又は回収の際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が第81条第1項第6号の規定により無効となる2以上の回数乗車券で乗車したときは、使用した各乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定により旅客運賃及び増運賃を当該旅客から收受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、次項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から收受する。

4 団体旅客が、その乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第81条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を收受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第119条 第82条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同

条第2項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて收受する。

- (1) 第82条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合は、その定期乗車券の効力の発生した日(同項第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合は発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間(同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間)を毎日1往復(又は2回ずつ)乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (2) 第82条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (3) 第82条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき及び同項第10号から第12号までのいずれかに該当する場合は、その乗車した区間にに対する普通旅客運賃。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

第120条 第118条第1項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなときは、その接続列車の出発駅)から乗車したとみなして同条の規定を適用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第121条 旅客が旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第118条又は前条の規定による旅客運賃・増運賃を、前途の乗車区間については普通旅客運賃を收受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間にに対する普通旅客運賃を收受して、増運賃は收受しない。

- 2 前項の場合旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券(定期乗車券及び回数

乗車券を除く。) を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃の払戻し)

第122条 前条の規定によって普通旅客運賃、増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とをもより駅に差出して、発見した乗車券1枚につき手数料170円を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃、増運賃を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券及び貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第123条 旅客が団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第121条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を收受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払戻しをしている場合を除く。

第4款　任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

第124条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が未使用で、かつ有効期間内(前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき170円を支払うものとする。

2 前項の規定により払戻しの請求をした乗車券が、往復乗車を条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払戻し額は、同項の規定にかかわらず既に收受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間にに関する無割引きの普通旅客運賃を差引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払戻し)

第125条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券について準用する。ただしこの場合、旅客は手数料として、乗車券1枚(冊)について220円を支払うものとする。

2 定期乗車券について前項の払戻しを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める請求書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証

明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払戻しをすることがある。

(旅行開始前の団体旅客運賃及び貸切旅客運賃の払戻し)

- 第126条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを発行駅に差出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。
- 2 団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払戻すことがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第127条 旅客が、普通乗車券を使用して旅行開始した後、旅行を中止した場合は、前途の区間を無効として回収し、旅客運賃の払戻しをしない。
- 2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第124条の規定を適用する。

(不乗区間にに対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

- 第128条 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間については、旅客運賃の払戻しを請求することができない。
- (1) 第75条の規定により継続乗車中に旅行を中止した場合の不乗区間
- (2) 第68条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第129条 旅客は、定期乗車券を使用開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。
- 2 定期乗車券について前項の払戻しを請求する場合は、第125条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の計算については、払戻し請求当日は、経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は、1箇月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第130条 旅客は、回数乗車券を使用開始した後、その回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から券面区間にに対する、所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。
- 2 前項の規定により旅客が払戻しの請求をする場合に、原回数乗車券が割引のもの（第34条に規定する通学用割引回数乗車券を除く。）であるときは原回数乗車券に適用した割引率による割引の片道旅客運賃によって計算する。
 - 3 前2項の払戻しを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。
 - 4 旅客の責任とならない事由によって回数乗車券の一部を使用することができなくなった場合の払戻しについては、別に定める。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払戻し)

- 第131条 旅客は、旅行開始後、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、手数料として、乗車券1枚につき170円を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。
 - (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。
- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。
 - 3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項

の請求をすることができない。

4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間の延長の証明を受けたうえ、これを受けるものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病的場合の証明)

第132条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを作成する。

(旅客運賃の払戻しの特例)

第133条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合は、手数料を170円收受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方)

第134条 旅客は、旅行開始後、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還及び他経路乗車の取扱いに限って、これを請求することができる。

(1) 列車が運行不能になったとき。

- ア 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し
- イ 第136条に規定する有効期間の延長
- ウ 第137条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し
- エ 第138条に規定する他経路乗車

(2) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって乗車することができないとき。

- ア 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し
- イ 第136条に規定する有効期間の延長

ウ 第137条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し

- 2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売り乗車券については、有効開始前を含む。）であるとき有限つて、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。

(旅行中止による旅客運賃の払戻し)

第135条 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、旅行中止駅から原乗車券に表示されている着駅までの区間にに対する旅客運賃の払戻しをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、旅行中止駅から原乗車券に表示されている着駅までの区間にに対する旅客運賃を、割引の運賃によって払戻しをする。

(乗車券の有効期間延長の取扱方)

第136条 第134条第1項の規定による乗車券の有効期間の延長の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。
ア 第134条第1項第1号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
イ 第134条第1項第2号に定める事由の場合は、1日
- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受取るものとする。
- (3) 旅客が第1号の規定により、延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第137条 第134条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないとき

は、他経路による。

- (4) 無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。
 - (5) 旅客が第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払戻しをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払戻しの取扱いをしない。
- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に收受した旅客運賃の全額。
 - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示されている発駅に至る途中駅まで送還したときは、第135条の規定を準用する。この場合、同条中「旅行中止駅」とあるのは、「途中駅」と読み替える。
- 3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する場合は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

第138条 第134条第1項の規定による他経路乗車の取扱いの場合、旅客はその乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短による乗車をすることができる。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできない。

2 前項の取扱いをする場合は過剰額の払戻し及び不足額の收受をしない。

(旅客運賃の払戻し駅)

第139条 第135条及び第137条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第140条 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間延長を請求し、又は次の定める金額の払戻しを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第30条第2項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあっては、

当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた
日割額に休止日数を乗じては数計算した額。

- | | |
|--------------------|------|
| ア 有効期間が1箇月のものにあっては | 30日 |
| イ 有効期間が3箇月のものにあっては | 90日 |
| ウ 有効期間が6箇月のものにあっては | 180日 |

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した
額。

第6款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第141条 旅客(定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。)が乗車券面に
表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、
その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗
区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を收受しない。

(誤乗区間の無賃送還の取扱方)

第142条 前条の規定による無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中途中下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区
間に対して、それぞれ普通旅客運賃を收受する。

(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

第143条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、そ
の誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員が
その事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に收受した旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払
戻しをする。

第8章 入 場 券

(入場券の発売)

第144条 次の各号に掲げる者が乗車以外の目的で入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合入場者の年齢別の区分については、第47条第1項の規定を準用する。

- (1) 大人
 - (2) 小児（大人及び小児が2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については小児とみなす。）
- 2 入場券は、駅において券売機又は係員が窓口処理機により発売する。
- 3 入場券は、入場する日の当日に発売する。

(入場券の料金)

第145条 入場券の料金は1枚につき大人170円、小児90円とする。

(入場券の効力)

第146条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。

- 2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第147条 入場券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
 - (3) 大人が小児の入場券を使用したとき。
 - (4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して、入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第148条 入場券の様式は、様式第15号のとおりとする。

(入場券の改札及び引渡し)

第149条 入場券は、入場の際に自動改札機又は係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2 入場券は、その使用を終えたときは、自動改札機による集札又は係員に引き渡す

ものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第150条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第147条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第145条の規定による入場料金を收受する。

2 前項の規定は、第147条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払戻し)

第151条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場料金の払戻しを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払戻しをしない。

第9章 手回り品

(持込禁制品)

第152条 旅客は、次の各号のいずれかに該当するものは、これを車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は次条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの。

(注) 別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。

(旅客の手回り品)

第153条 旅客は、列車の状況により運輸上支障を生じるおそれないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル以内のもので、その重量が

30キログラム以内のものを2個まで、携行して車内に持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は、車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限を超えない自転車及びサーフボードについて、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあっては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号のいずれかに該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定書を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びヘビ類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。

(2) 専用の容器に収容した重量が10キログラム以内のもの。

(注) 旅客が自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（手回り品の点検）

第154条 第152条第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び駅の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

2 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

3 第1項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第152条に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第134条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

5 前項の場合、旅客に対し、車内又は駅からの退去を求めることがある。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持込んだ場合の処置)

第155条 旅客が第152条の規定による車内に持ち込むことができない物品又は第153条の規定による持込制限を超える物品を車内に持ち込んだ場合は、その旅客を最近の駅に下車させ、かつ、使用した乗車券は前途無効として回収する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第156条 旅客が、第152条の規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第157条 旅客運送の伴わない物品を手回り品のように装う等の手段により物品の無賃送還を図った場合は直ちにこれを取りおろすものとする。

(手回り品の保管)

第158条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年7月1日から施行する。

別表第1号（第52条関係）

大人普通旅客運賃

(2019年10月1日)

キロ程	普通旅客運賃 (10円単位運賃)	IC普通旅客運賃 (1円単位運賃)
1	170	168
2	170	168
3	170	168
4	210	210
5	210	210
6	260	251
7	260	251
8	300	293
9	300	293
10	340	335
11	340	335
12	380	377
13	380	377
14	420	419
15	420	419
16	480	471
17	480	471
18	480	471
19	530	524
20	530	524
21	530	524
22	580	576
23	580	576
24	580	576
25	630	629
26	630	629
27	630	629
28	690	682
29	690	682
30	690	682

キロ程	普通旅客運賃 (10円単位運賃)	IC普通旅客運賃 (1円単位運賃)
31	740	733
32	740	733
33	740	733
34	790	786
35	790	786
36	790	786
37	840	838
38	840	838
39	840	838
40	900	891
41	900	891
42	900	891
43	950	943
44	950	943
45	950	943
46	1,000	995
47	1,000	995
48	1,000	995
49	1,050	1,048
50	1,050	1,048
51	1,050	1,048
52	1,100	1,100
53	1,100	1,100
54	1,100	1,100
55	1,160	1,152
56	1,160	1,152
57	1,160	1,152
58	1,210	1,205
59	1,210	1,205

大人通勤定期旅客運賃

(2019年10月1日)

キロ程	通勤1	通勤3	通勤6
1	6,020	17,160	32,510
2	6,020	17,160	32,510
3	6,020	17,160	32,510
4	7,530	21,470	40,670
5	7,530	21,470	40,670
6	9,030	25,740	48,770
7	9,030	25,740	48,770
8	10,540	30,040	56,920
9	10,540	30,040	56,920
10	12,050	34,350	65,070
11	12,050	34,350	65,070
12	13,560	38,650	73,230
13	13,560	38,650	73,230
14	15,070	42,950	81,380
15	15,070	42,950	81,380
16	16,950	48,310	91,530
17	16,950	48,310	91,530
18	16,950	48,310	91,530
19	18,830	53,670	101,690
20	18,830	53,670	101,690
21	18,830	53,670	101,690
22	20,710	59,030	111,840
23	20,710	59,030	111,840
24	20,710	59,030	111,840
25	22,600	64,410	122,040
26	22,600	64,410	122,040
27	22,600	64,410	122,040
28	24,480	69,770	132,200
29	24,480	69,770	132,200
30	24,480	69,770	132,200

キロ程	通勤1	通勤3	通勤6
31	26,360	75,130	142,350
32	26,360	75,130	142,350
33	26,360	75,130	142,350
34	28,250	80,520	152,550
35	28,250	80,520	152,550
36	28,250	80,520	152,550
37	30,120	85,850	162,650
38	30,120	85,850	162,650
39	30,120	85,850	162,650
40	32,010	91,230	172,860
41	32,010	91,230	172,860
42	32,010	91,230	172,860
43	33,890	96,590	183,010
44	33,890	96,590	183,010
45	33,890	96,590	183,010
46	35,780	101,980	193,220
47	35,780	101,980	193,220
48	35,780	101,980	193,220
49	37,660	107,340	203,370
50	37,660	107,340	203,370
51	37,660	107,340	203,370
52	39,540	112,690	213,520
53	39,540	112,690	213,520
54	39,540	112,690	213,520
55	41,420	118,050	223,670
56	41,420	118,050	223,670
57	41,420	118,050	223,670
58	43,300	123,410	233,820
59	43,300	123,410	233,820

別表第3号（第55条関係）

大人通学定期旅客運賃

(2019年10月1日)

キロ程	通学1	通学3	通学6
1	4,010	11,430	21,660
2	4,010	11,430	21,660
3	4,010	11,430	21,660
4	5,020	14,310	27,110
5	5,020	14,310	27,110
6	6,020	17,160	32,510
7	6,020	17,160	32,510
8	7,030	20,040	37,970
9	7,030	20,040	37,970
10	8,040	22,920	43,420
11	8,040	22,920	43,420
12	9,030	25,740	48,770
13	9,030	25,740	48,770
14	10,030	28,590	54,170
15	10,030	28,590	54,170
16	11,300	32,210	61,020
17	11,300	32,210	61,020
18	11,300	32,210	61,020
19	12,550	35,770	67,770
20	12,550	35,770	67,770
21	12,550	35,770	67,770
22	13,800	39,330	74,520
23	13,800	39,330	74,520
24	13,800	39,330	74,520
25	15,060	42,930	81,330
26	15,060	42,930	81,330
27	15,060	42,930	81,330
28	16,320	46,520	88,130
29	16,320	46,520	88,130
30	16,320	46,520	88,130

キロ程	通学1	通学3	通学6
31	17,570	50,080	94,880
32	17,570	50,080	94,880
33	17,570	50,080	94,880
34	18,830	53,670	101,690
35	18,830	53,670	101,690
36	18,830	53,670	101,690
37	20,090	57,260	108,490
38	20,090	57,260	108,490
39	20,090	57,260	108,490
40	21,340	60,820	115,240
41	21,340	60,820	115,240
42	21,340	60,820	115,240
43	22,600	64,410	122,040
44	22,600	64,410	122,040
45	22,600	64,410	122,040
46	23,850	67,980	128,790
47	23,850	67,980	128,790
48	23,850	67,980	128,790
49	25,100	71,540	135,540
50	25,100	71,540	135,540
51	25,100	71,540	135,540
52	26,350	75,100	142,290
53	26,350	75,100	142,290
54	26,350	75,100	142,290
55	27,610	78,690	149,100
56	27,610	78,690	149,100
57	27,610	78,690	149,100
58	28,870	82,280	155,900
59	28,870	82,280	155,900

別表第4号 (第152条関係)

危 険 品

番 号 品 目	危険品の品目	適用除外の品目
1 火薬類	<p>(1) 火薬</p> <p>イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬</p> <p>ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬</p> <p>ハ 過塩素酸塩を主とする火薬</p> <p>(2) 爆薬</p> <p>イ 雷こう、その他の起爆薬</p> <p>ロ 硝安爆薬</p> <p>ハ 塩素酸カリ爆薬</p> <p>ニ カーリット</p> <p>ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬</p> <p>ヘ 硝酸エステル</p> <p>ト ダイナマイト類</p> <p>チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品</p> <p>雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。</p> <p>(2) 振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。</p> <p>(3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帶又は薬ごうにそう入り、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(射撃競技のために用いる口径0.22インチ以内の射撃競技用実包にあっては800個以内)のもの。</p>
2 高圧ガス	<p>(1) 圧縮ガス</p> <p>アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品</p> <p>(2) 液化ガス</p> <p>液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。</p> <p>(2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。</p> <p>(3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの。</p>

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
2	亜硫酸、フレオൺ-12、フレオൺ-22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	
3	マッチと軽火工品 (1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒、その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの。 (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。
4	油紙、油布類 (1) 油紙、油布とその製品 (2) 摊ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造との重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体 (1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く。）で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目	
5	<p>ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（パンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等）</p> <p>(2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）</p> <p>(3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）</p>		
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿性熱物	ハイドロサルハイド、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイド、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
8 酸類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフリルを含む。)、沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。
9 酸化腐 しょく 剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しょく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しょく剤で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しょく剤製品で、容器・荷造とともに重量が3キログラム以内のもの。
10 揮散性 毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 挥散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とともに重量が3キログラム以内のもの。

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
1 1 放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
1 2 セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
1 3 農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉛油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの。

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量はその内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。

様式第1号（被救護者割引証）（第27条関係）

表

12.8cm

被救護者旅客運賃割引証		契	
第.....号	指定番号		
乗車船区間	駅から 駅まで		経由
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 および年齢	(才)		
付添人の氏名 および年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	年 月 日		
年 月 日発行			
施設の 所在地			
施設名			
代表者氏名	代表者		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救 添
			31 33

9.1cm

裏

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道または、往復の割引普通乗車券を購入する場合または被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項(太枠内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、または押印していないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の認印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。ただし、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携行ないときは、使用できません。また、旅行証明書は、係員の請求があるときは提示してください。
- (8) この割引証の有効期限は、表記の有効期限まで(1箇月間)です。

様式第2号 定期乗車券購入申込書 第28条関係

おもて面をお読みのうえ、ご記入ください。

お申込内容

1. この申込書は切ったりしないでください。2. 必要事項を記入し、該当箇所を「□」で囲んでください。

購入		<input type="radio"/> 大人用	<input type="radio"/> 小児用
<input type="radio"/> 定期券		<input type="radio"/> PASMOも同時に購入する ※PASMOも同時に購入する場合は、PASMO定期券は購入できません。	<input type="radio"/> 持っているPASMOを使用
変更		<input type="radio"/> 大人用	<input type="radio"/> 小児用
<input type="radio"/> 定期券		<input type="radio"/> PASMOも同時に購入する ※PASMOも同時に購入する場合は、PASMO定期券は購入できません。	<input type="radio"/> 持っているPASMOを使用
		<input type="radio"/> 無記名 PASMO	<input type="radio"/> PASMOの個人情報変更 （小児→大人） (氏名変更等)
		<input type="radio"/> 記名 PASMO	
オナマエ	性別 男・女		
お名前	様		
生年月日	明治・大正 昭和・平成	/西暦	年 月 日
電話番号	— —		
区分	<input type="radio"/> 新規	<input type="radio"/> 継続	
種別	<input type="radio"/> 通勤		
	<input type="radio"/> 通学	<input type="radio"/> 大学・各種学校	<input type="radio"/> 高等学校
区間	～		
経由			
使用開始日	年 月 日		
有効期間	<input type="radio"/> 1ヶ月	<input type="radio"/> 3ヶ月	<input type="radio"/> 6ヶ月
お支払い方法	<input type="radio"/> 現金	<input type="radio"/> クレジットカード (お支払いは) <input checked="" type="checkbox"/> 払いかねます。	
※新規に通学定期券をお求めのお客様は右欄もご記入ください。	学校名		
ご自宅の住所			

お選びください

おもて面

PASMO・定期券購入申込書（兼個人情報変更申込書）

以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。

■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報変更をするお客様の場合

□記名PASMOに関する記入していただいた個人情報は（株）バスモで管理します。
□お客様に記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①記名PASMOの購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認。
②（候）バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認（記名PASMOの拾得時等）
③PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかるサービスの実施および改善
□（株）バスモは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることができます。
□（株）バスモは、（株）バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発行にかかるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道（株）とします。
■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客様の場合

□定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
□お客様に記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①定期券の購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認。
②当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認（定期券の拾得時等）
□当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることができます。

■「オナマエ」には氏名（カタカナ・アルファベット等）をフルネーム・左記までご記入ください。漢西暦は1文字とし、姓と名の間にスペースを入れてください。※電話番号（市外局番から）または携帯電話番号を左詰めでご記入ください。
※すでに記名PASMOをお持ちで定期券を購入される場合をご記入ください。※磁気定期券からPASMO定期券へ変更される場合も、お客様の個人情報をカードに記録いたしますので、ご記入ください。※個人情報を正しくご記入いただけなかった場合、再発行や払いもどし等の本人確認を必要とする取扱いができないことがあります。※記名PASMOの購入金額は1,000円単位20,000円までです。購入金額にはデボジット500円を含みます。※クレジットカードで、定期券のなし記名PASMOの購入はできません。

取扱事業者記載欄	
小児用PASMO発売 /個人情報変更時 本人確認使用書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 学生証（写真付） <input type="checkbox"/> 社会員証（写真付） <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録證明書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（写真付） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、知的障害者療育手帳 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付）
記事欄	

株式会社バスモ
● 首都圏新都市鉄道株式会社 ●

縦21.0cm 横14.8cm

備考 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

様式第3号（通学証明書）（第29条関係）

契印		
通 学 証 明 書		
No.-----		
学校種別 または指定番号		区分
通学者の氏名・ 年令および性別	(才)	
通学者の居住地	電話()	
部科および学年	部	科 学年 (年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日 から	
証 明	年 月 日 発行	代表者 職印
	学校所在地 学 校 名	
学校代表者氏名 -----		
1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(性別は、該当のものを○で囲む)してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)

18. 2cm

12. 5cm

(裏無地)

様式第4号（旅客運賃割引証）（第34条関係）

(1) 放送大学学生用

表

契 印			
放送大学学生旅客運賃割引証			
第----号			
利用運輸機関名			
乗車区間	駅から 駅まで 経由		
乗車券の種類	回数券		
部科及び学年	教養学部第 学年(年次)		
学生証番号			
使用者の氏名 及び年齢	(歳)		
割引率	2割		
有効期間	学割証発行日から1ヶ月		
年----月----日発行			
学校所在地-----			
学校名-----	印		
学校代表者 氏名-----			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

裏

(この学割証の使用上の注意)

- (1) 通学用割引回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その個所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (4) この割引証によって購入した通学用割引回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- (5) この割引証によって購入した通学用割引回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、呈示してください。

(2) 通信教育学校生徒用

表

契 印			
学校学生生徒旅客運賃割引証			
(通信教育学校用)			
第----号			
※乗車船区間	駅から 駅まで 経由		
※乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊		
部科及び学年	第 学年(年次)		
証明書番号			
使用者の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	旅客鉄道会社線 5割		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
-----年-----月-----日発行			
学校所在地-----			
学校名-----	代表者 職印		
学校代表者 氏名-----			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引 コード
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	41

裏

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人一回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その個所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その個所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日10日前から終了日の5日後まで)です。

様式第5号 (団体旅客運送申込書)(第36条関係)

団体旅客運送申込書

首都圏新都市鉄道株式会社 御中

団体申込者住所氏名	電話() 印
団体旅行業者住所氏名	電話() 印

下記の行程により団体旅客運送の申込をいたします。

団体名		種別	普通学生	申込箇所					
			申込年月日	年 月 日					
		団体乗車券 購入希望箇所							
申込人員	大人	小児	教職員	付添人	旅行業者	計			
	人	人	人	人	人	人			
途中下車駅									
記事									
輸送希望列車時刻				※輸送決定列車時刻					
月 日	区間	列車	発時刻	着時刻	月 日	区間	列車	発時刻	着時刻
	—		時 分	時 分		—		時 分	時 分
	—					—			
	—					—			
	—					—			
	—					—			
※受付月日				※整理月日					

- (注意) 1. ※印の欄は、係員が記入します。
 2. 学生団体の場合の申込者は、教育長又は校長（保育所等にあっては代表者とする）
 とし、申込者名を記入のうえ職印を押して下さい。
 3. 学生団体以外の場合は、申込者の印を省略することができます。

18.2 c m

様式第6号 (団体旅客運送引受書) (第37条関係)

団 体 旅 客 運 送 引 受 書

引受番号第
年 月 日

様

首都圏新都市鉄道株式会社

月 日お申込みの団体旅客については、下記の条件によって運送のお引受をいたします。

記

- (1) 列車運行の都合等によって引受内容の一部を変更する場合があります。
- (2) 天災事変その他運輸上の都合によって列車の運行が不能となった場合はこの引受を取消すことがあります。
- (3) 乗車方法等については、当方の指示に従ってください。
- (4) 全各号の外、旅客運送に関する諸規定を守る。

団体種別

団体名

申込人員	大人	人
	小児	人
	教職員	人
	付添人	人
	旅行業者	人

客車種別および車数

行 程

月 日	区 間	列 車	発時刻	着時刻	記 事

様式第7号（証明書）（第83条関係）

(1) 一般用

表

契印		N O.....
<u>證明書</u>		
下記の者は、当校 所属 部(科)		
<input type="text"/>	の学生(生徒)	学年第 学年(年度生)
であることを証明する。氏名 (才)		
生年月日 年 月 日 生		
住所 年 月 日 発行		
発行者		
所在地		
学校名		
代表者		
職印		
写 真		
契印		

裏

(注意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券または学生割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
 - (2) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
 - (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
 - (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたときまたは卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

〔 契印 〕		年 月 日まで有効	通学区間	間	
證明書		NO.....	通学定期乗車券発行控		
所属 部(科)					
の学生(生徒) 学年第 学年(年度生)					
であることを証明する。 氏名 (才)					
生年月日 年 月 日生					
住所 年 月 日 発行					
発行者 所在地					
学校名 代表者					
代表者 職印					
氏名					
写 真					
〔 契印 〕					

17 cm

裏

通学定期乗車券発行控

(注意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券または学生割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
 - (2) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
 - (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
 - (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたときまたは卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

備考

- (1) □ 内には学校種別または指定番号を表示する。
(2) 割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式表上部に区分表示する。

様式第8号（旅行証明書）（第84条関係）

契印

旅行証明書 NO.....
下記の者は、当施設□の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。

氏名 _____ (才)
付添人氏名 _____ (才)
乗車区間 駅から() 駅まで

年 月 日 発行

発行者
所在地
施設名

施設代表者氏名

代表者
職印

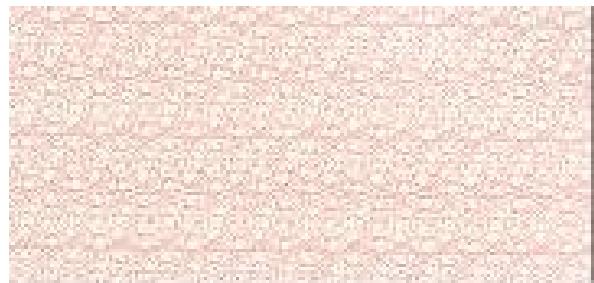
裏

(注意)

(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
(4) この証明書は、旅行を終了したときまたは有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返さなければならない。
(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

備考 (1) □ 内には、指定番号を表示する。
(2) 乗車区間欄末尾のかっこ内は、片道または付添人だけ往復の別を表示する。

様式第9号（字模様の印刷）（第87条関係）



様式第10号（普通乗車券の様式）（第90条関係）

(1) 金額式

ア 自動券売機・窓口処理機用
大人・小児用

表

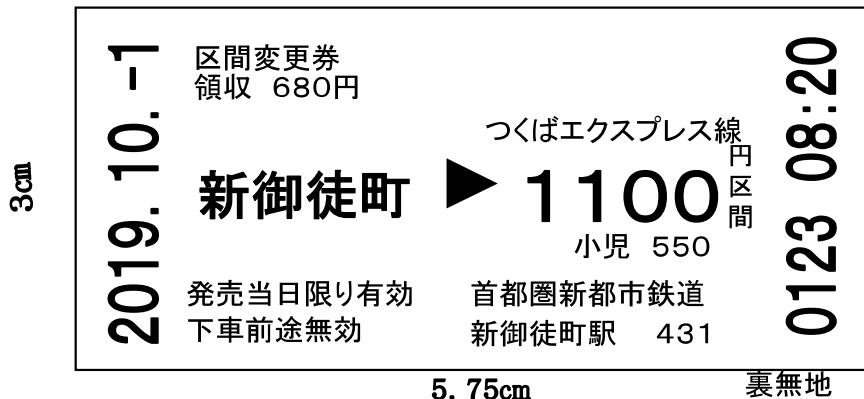


表



イ 乗継精算機用
大人・小児用

表



(2)往復乗車券の様式

ア 自動券売機・窓口処理機用
大人・小児用

表



表



様式第11号（定期乗車券の様式）（第91条関係）

大人用・小児用（定期券印刷発行機用）

表



8.5cm

裏

定期乗車券使用上の注意

- 自動改札機のある駅では、自動改札機をご利用ください。（次回定期乗車券がご利用になれない場合がございます。）
- 定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。通学定期乗車券使用の場合は、証明書等を携帯してください。
- 定期乗車券は、折り曲げたり磁気を帯びたものに近づけないようお願いします。
- 定期乗車券は入場券として使用できません。
- 正當に使用されなかった場合は定期乗車券を無効として回収し、その期間の全区間の普通旅客運賃と所定の増運賃をいただきます。
 - 使用資格・氏名・年齢・乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき。
 - 券面の表示事項をなり消しまたは改変して使用されたとき。
 - 記名人以外の方が使用されたとき。
 - 区間の連続していない他の乗車券を併せて使用し、その各券片に表示された区間と区間との間を無札で乗車されたとき。
 - 有効期間以外または有効区間以外に使用されたとき。
 - その他正當に定期乗車券を使用されなかったとき。
- 不要になった場合は、所定の手数料を収受の上規定に基づき払い戻しをいたします。（払戻額がない場合もございます。）
- 本券（磁気式定期乗車券）を紛失した場合は再発行いたしません。
- この他、定期乗車券の取扱いは、ご利用社局における旅客営業規則等の規程によります。

様式第12号（回数乗車券の様式）（第92条関係）

（自動券売機・窓口処理機用）

ア 普通回数乗車券（大人用・小児用）



イ 時差回数乗車券



ウ 土・休日割引回数乗車券



様式第13号 (団体乗車券の様式) (第93条関係)



様式第14号（一般用特別補充券の様式）（第96条関係）
表



様式第15号（入場券の様式）（第148条関係）

